

令和 2 年 8 月 31 日
警 察 本 部 会 計 課

契約等の手続きにおける押印の省略について

この度、契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

支出負担行為担当官、官署支出官及び契約担当官宛に提出する以下の書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書
- (5) 完了届等役務の完了を確認する書面
- (6) 法令等に定めがなく、個別の契約内の契約条項において提出を求めている書類（工程表、着工届、作業員名簿等）

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和 2 年 9 月 1 日以降の調達案件について運用開始とします。
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

秋田県警察本部会計課 監査係

電話：018-863-1111 内線2241～2244